

広域振興局長

提出者 岩手罐詰株式会社

住所 〒026-0013 岩手県釜石市浜町1-2-1

氏名 代表取締役社長 山下 純明

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	本社	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県釜石市浜町1-2-1	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	4,064 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	39 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
盛岡工場	〒020-0051盛岡市下太田沢田 8-12	1,329 kℓ
岩手町工場	〒028-4211岩手郡岩手町川口 4-12-3	872 kℓ
渋民工場	〒028-4131盛岡市芋田字上武道170-1	698 kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		(令和5) 年度								
		エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量			E=B-D	二酸化炭素排出 量 (t-CO ₂)	
		数量 A	単位 B	熱量(GJ) B	数量 C	単位 D	熱量(GJ) D			
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)		kL			kL				
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL				
	揮発油(ガソリン)		kL			kL				
	ナフサ		kL			kL				
	ジェット燃料		kL			kL				
	灯油	55.00	kL	2,008		kL		2,008	138	
	軽油		kL			kL				
	A重油	1,737.00	kL	67,569		kL		67,569	4,782	
	B・C重油		kL			kL				
	石油アスファルト		t			t				
	石油コークス		t			t				
	石油ガス	172.00	t	8,617		t		8,617	515	
	液化石油ガス(LPG)		t			t				
		石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³			
	液化天然ガス(LNG)		t			t				
		その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³			
	石炭	原料炭	輸入原料炭	t		t				
			コークス用原料炭	t		t				
			吹込用原料炭	t		t				
		一般炭	輸入一般炭	t		t				
			国産一般炭	t		t				
		輸入無煙炭	t		t					
	石炭コークス		t			t				
	コールタール		t			t				
	コークス炉ガス		千m ³			千m ³				
	高炉ガス		千m ³			千m ³				
	発電用高炉ガス		千m ³			千m ³				
	転炉ガス		千m ³			千m ³				
	その他の燃料	都市ガス		千m ³			千m ³			
		()								
	非化石燃料	()								
黒液			t			t				
木材			t			t				
木質廃材			t			t				
バイオエタノール			kL			kL				
バイオディーゼル			kL			kL				
バイオガス			千m ³			千m ³				
その他バイオマス			t			t				
RDF			t			GJ/t				
RPF			t			GJ/t				
廃タイヤ			t			GJ/t				
廃プラスチック(一般廃棄物)			t			GJ/t				
廃プラスチック(産業廃棄物)			t			GJ/t				
廃油			kL			GJ/kL				
廃棄物ガス			千m ³			千m ³				
混合廃材			t			t				
水素			t			t				
アンモニア			t			t				
その他燃料()										
小 計 ①							78,194	5,334		
熱	産業用蒸気		GJ			GJ				
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ				
	温水		GJ			GJ				
	冷水		GJ			GJ				
	地熱		GJ			GJ				
	温泉熱		GJ			GJ				
	太陽熱		GJ			GJ				
	温水熱		GJ			GJ				
小 計 ②										
電気	電気事業者①	9,181.00	千kWh	79,324		千kWh	79,324	4,379		
	電気事業者②(※別表記載している場合使用)		千kWh			千kWh				
	自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh				
	自家発電	太陽光		千kWh			千kWh			
		水力		千kWh			千kWh			
		風力		千kWh			千kWh			
		その他		千kWh			千kWh			
小 計 ③							79,324	4,379		
合 計 ④=①+②+③							157,518	9,714		

(2) 原油換算エネルギー使用量 = (1) のエネルギー合計使用量 × 0.0258)

原油換算エネルギー使用量		KL
--------------	---	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	9,814	t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素		t-CO ₂
メタンの排出量			t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量			t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量			t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量			t-CO ₂
合 計		9,814	t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

目標値: エネルギー消費原単位を年間で1%、3年間で3%以上削減する。
原単位... 原油換算(kl)/生産金額(百万)

【具体的な取組】

○省エネルギー

①設備管理による省エネ

蒸気配管の断熱化、蒸気漏れの修復(全工場)
不要な照明の消灯(全工場)
コンプレッサーの吐出圧低減、エアー漏れの防止(全工場)
資材集約による稼働冷凍庫の削減(岩手町工場)

②設備投資による省エネ

殺菌釜の熱遮断による冷房の高効率化(釜石工場、盛岡工場)
LED照明の導入(渋民工場)
新規購入パソコンの省エネ基準をAAAに統一(全工場)

○自動車利用抑制

乗り合わせにより、従業員の送迎を可能な限り少ない台数で行う。

○輸送の合理化

原料搬入の際、同時に空のコンテナを返却することでトラックの運転回数を削減させる。/実施中
製品輸送を効率化し、運搬回数を減らす。/実施中

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

- ①目標値を達成するために、上記「具体的な取り組み」の計画を実施する。
- ②社内会議にて情報共有を行い、投資計画の策定や実施状況の確認を行う。

(3) 計画の達成度の把握方法

- ①省エネ定期報告書を作成し、目標値を達成しているか確認する。
- ②各工場担当者にヒアリングを行、取組状況を確認する。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (年度)

自動車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	18 ()	33,350 ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	76,376 kg-CO ₂
軽油	21 ()	59,347 ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	155,458 kg-CO ₂
LPG	()	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気		kWh	0.477 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	39 (0)			231,833 kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

二酸化炭素排出量を年間で1%削減する。

【具体的な取組】

○エコドライブ

急発進、急加速をしない等、エコドライブを推進する。

○輸送の合理化

原料搬入の際、同時に空のコンテナを返却することでトラックの運転回数を削減させる。

製品・原料輸送を効率化し、運搬回数を減らす。

○自動車利用抑制

乗り合わせにより、従業員の送迎を可能な限り少ない台数で行う。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項